

令和4年度 第1回大府市地域福祉推進会議議事録(要約)

日 時 令和4年6月22日(水) 午前10時00分から午前11時20分まで

会 場 大府市役所 全員協議会室

出席者 (推進委員) ※敬称略

委員長 渡辺隆夫、副委員長 中村直也、櫻井淳子、原田正樹、近藤由美子、酒井信子、鈴木悦彦、倉元須麻子、鷹羽泰孝、久野晃、丸山冬芽、東千恵子、萱野佐知子、松山靖、橋本靖

(事務局) ※所属順

福祉部長 猪飼、地域福祉課長 長坂、福祉総合相談室長 小清水、
高齢障がい支援課長 小島、地域福祉課福祉係長 山本、
地域福祉課保護係長 中本、福祉総合相談室主査 杉浦、
高齢障がい支援課高齢福祉係長 佐野、高齢障がい支援課障がい福祉係長 夏目、
地域福祉課福祉係 深谷、健康都市スポーツ推進課長 北川、
大府市社会福祉協議会常務理事兼事務局長 久野、
大府市社会福祉協議会総務課長 櫻木、地域づくりコーディネーター 安居

<司会：事務局>

1 委員長・副委員長選出

事務局)

・大府市地域福祉推進会議設置要綱第5条第2項に基づき、互選により委員長及び副委員長の選出を行う。

委員)

・地域福祉行政に関して造詣も深く優れた知識の持ち主の渡辺隆夫委員を委員長に推薦。副委員長には中村直也委員を推薦。

～拍手をもって承認～

2 議題

<進行：委員長>

(1) 地域福祉計画の進捗状況 [R4重点事業] について (資料No.1～3)

○個別避難計画の作成を通じた顔の見える関係づくり (資料No.1)

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・個別避難計画とは、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や一定の障がいを持つ方(避難行動要支援者)一人一人に作成する避難の計画のこと。あらかじめ具体的な避難の計画を作成しておくことで、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするのが期待される。
- ・これまでの災害での教訓から昨年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となった。また、計画の作成に当たってはあくまで本人の同意が必要となっている。
- ・本市では条例で避難行動要支援者の要件を示し、現在約2,800名がこの要件に該当するものとして名簿が作成され、平常時から消防、警察、民生児童委員、自主防災組織と情報が共有されている。
- ・特に優先度の高いと考えられる浸水想定区域や土砂災害警戒区域に住む方及び計画の作成を希望される方について重点的に計画の作成を推進していくこととし、その旨を条例に明記した。
- ・作成した個別避難計画については避難行動要支援者名簿と同様に、平常時から消防、警察、民生児童委員、自主防災組織に共有されることとなる。
- ・個別避難計画作成の一番の目的は、災害時の避難に支援が必要な方の命を守ること。制度設計に当たっては、災害発生時に実効性の高い計画とすることに加えて、これを一つのきっかけとして地域で支え合える仕組みづくりも同時に進めることを目標とした。そのため、行政以外に

も、民生児童委員や地域づくりコーディネーター、要支援者の方のご家族やケアマネージャー等の福祉専門職の方など、多くの人や機関を巻き込んで要支援者を中心とした「顔の見える関係」の構築を目指した。

- ・ 今月 1 日から民生児童委員の協力を得て対象者宅への訪問を開始している。計画作成の趣旨をご理解いただき、一人でも多くの方に作成していただくことで、地域福祉計画に定める「地域で支え合う仕組みづくり」、「安心・安全な防災・防犯の仕組みづくり」の実現を目指したいと考えている。

○成年後見中核機関の取組について（資料No.2）

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・ 本市の成年後見事務は、平成 20 年度から知多管内 5 市 5 町の共同で NPO 法人に事業委託をし、制度に関する相談業務及び裁判所から審判された成年後見人への実際の支援を実施していた。しかし、本市も少子高齢化による超高齢社会を迎えるに当たり、認知症の方の増加や障害を持つ方の高齢化による親亡き後の生活などの課題が顕在化してきた。そこで、全ての方が不安なく暮らしていくことができるよう、市民にとって最も身近な自治体である市が主体となり成年後見事務を行っていくために、今年 4 月に中核機関である大府市成年後見センターを設置した。
- ・ 昨年 12 月に「大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例」を制定し、市の責務や関係者の役割、地域連携ネットワークの構築、計画の策定等について規定した。この条例をもとに、同じく昨年 12 月に「大府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見中核機関の整備等について規定した。
- ・ 機能としては広報、専門的な相談への対応、制度の利用促進、後見支援等があり、役割としては地域連携ネットワークのコーディネーター、審議会等の事務局、支援方針やモニタリングの専門的判断等がある。
- ・ 本市は成年後見中核機関として、後見人だけでは対応が難しい部分や適正な支援に必要な部分について、親族やサービス事業所、地域等による支援チームと、裁判所や専門職など関係機関とのつなぎ役となり、本人のニーズを踏まえた支援を実施することを目指している。
- ・ 世帯に課題がある案件や、関わりの頻度が高い案件については、社会福祉協議会に法人後見を担っていただいている。
- ・ 個々の案件に対して適当な受任候補先を調整する受任者調整会議や、既に受任されている案件についての課題や疑問を検討する事例検討会議を設け、定期的に専門職の方と会議をしている。
- ・ 経済的事情により成年後見が利用できないという事態に陥らないように、所得や資産が一定の条件を満たす方に対しては、市から関係費用を助成する事業を行っている。

○障がいのある人のコミュニケーション手段の利用促進について（資料No.3）

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・ 令和 4 年 4 月に、障がいのある人の社会参加を促進し、誰もが人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことができる共生社会の実現を目的とし、「大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定した。その目的を達成するため、多様なコミュニケーション手段の理解の普及と利用の促進を進めていく。
- ・ 令和 4 年度の新規施策としては、「点字プリンターの設置」「災害時用コミュニケーションボードの作成配布」「パソコン要約筆記者の体験講座の開催」「意見を聴く機会の創出」の 4 つがある。

【質疑応答】

委員)

- ・ 成年後見制度は開始までに時間がかかるため、その間のつなぎとして日常生活自立支援事業を使えるといいが、それにも上限がありどうしても柔軟に使うことができない。改善されるとよい。

事務局)

- ・ 日常生活自立支援事業の件数が頭打ちになっていることは把握している。利用者の方に不利益にならないように連携しながら事業を進めていければと思う。

委員)

- ・資料No.1について、重度の方の避難先である指定福祉避難所の整備は現状どうなっているか。
- ・資料No.2について、成年後見中核機関として専門性のある職員が24時間365日対応する必要があると思うが、その体制整備についてはどのように進めているか。
- ・資料No.3について、要約筆記は聴覚障がいの方だけではなく発達障がいの方や外国人にも役に立っていると聞く。情報保障の視点から要約筆記を広く捉えて講座等を実施するとよいと思う。

事務局) 資料No.1についての回答

- ・福祉避難所として28か所の施設と協定を結んでいる。法改正に合わせて、国からは重度の方が福祉避難所へ直接避難する方向性が示されているが、受入先となる施設の負担等の課題があるので、施設の意見も伺いながらよりよい方向に検討していきたいと考えている。

事務局) 資料No.2についての回答

- ・体制整備については、中核機関に移ったことによってサービスの低下に繋がることがあってはならないため、その必要性を十分に感じているところ。質的な面では現在職員の自己研鑽として近隣の研修に積極的に参加させていただいている。量的な面では、現在社会福祉協議会が法人後見の担い手に加わっていただいているように、他の機関と連携しながら体制整備を進めているところである。

事務局) 資料No.3についての回答

- ・発達障がいや外国人という視点は今までなかったため、関係団体に伝え活用していきたいと考えている。参考にさせていただく。

(2) 地域づくりコーディネーターの取組について (資料No.4)

○市内生活支援サービス利用状況調査について

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・本市の高齢化率は全国平均28.8%に比べて21.6%と低いものの、今後は後期高齢者人口が増加することが想定されており、介護保険を含めた生活支援のサービスや支援活動を充実させていくことが必要だと考えられる。そこで、効果的にサービスを提供するため、生活に困難を抱えることが予測される比較的軽度な介護保険サービス利用者570名に対して、ニーズ把握調査を実施した。
- ・対象者の基本情報と介護保険や介護予防のサービス計画書からサービス利用状況を調査したところ、ひとり暮らしや施設入所者の増加とサービス量の増加には相関関係があり、今後後期高齢者の増加から、生活サービスを必要とする高齢者が増えることが想定される。
- ・今後は、地域の支え合い活動を推進し、移動支援や買物支援、助け合い活動を増やしていくことや、NPO法人やシルバー人材センターと連携し、在宅の支援を充実させていくことが必要であると考えている。
- ・調査対象者の半数以上が手すりや杖などの歩行を補助する福祉用具をレンタルしており、地域活動に参加するために移動手段やサポートが必要な状況にあることが分かった。そのため、歩いて行ける距離にある地域活動や居場所を増やしていく必要があると感じた。
- ・今後も市や地域、保健センター、高齢者相談支援センター等とも協働しながら取組を進めていきたい。

【質疑応答】

委員)

- ・新型コロナウイルス感染症にかかると隔離されてしまい、大府市は配食サービスもあるが同じメニューで飽きてしまうという声もある。生活支援の面として、よりよい支援をお願いしたい。

事務局)

- ・配食サービスは保健所が実施しているが、本市では隔離されている人から依頼を受けたものを購入して届けるという買い物代行サービスや、薬の配送サービス、健康観察に必要なパルスオキシメーターを保健所と連携して配送するサービスを実施している。

委員長)

- ・新型コロナウイルス感染症の対応に関しては取扱いが少しずつ変わってきたりする。その辺りの情報がはっきり分かるような形になるといいと思う。

(3) いきいき幸齢者表彰の表彰審査について (資料No.5)

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・平成24年度から開始された事業で、健康で生きがいを持って元気に生活している90歳以上の高齢者又は社会に寄与し、市民の模範と認められる行為があった80歳以上の高齢者を対象に自治区の推薦に基づき、表彰するものである。表彰を行うことによって全ての世代に広く紹介し、自身のライフスタイルの参考にしてもらおうという形で実施している。
- ・令和4年度は資料にある10名を推薦したいと考えている。

【質疑応答】

委員)

- ・この制度は高齢者にとって励みになっている。地域によるとは思うが、森岡地区では推薦したい方が順番待ちとなっているほどである。また、これまで受賞された方は大変喜んでより一層活動に励んでおり、是非これからも続けてほしい制度だと思っている。

事務局)

- ・推薦された方は模範となる方ばかりで、表彰で紹介することにより他の人へも良い影響があると思う。これからも続けていきたいと考えている。

(採決結果)

全会一致で決定

(4) 地域ケア会議の実施状況について (資料No.6)

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・地域ケア会議とは、高齢者の個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進める地域包括ケアシステムの実現に向けた手法であり、地域包括支援センターである高齢者相談支援センターが主催している。この会議の目的としては、個別の課題を解決することはもちろん、ケアマネジメントの実践力を高めていくことや、個別ケースを積み重ねていくことによって地域の共通した課題を明確化していくこと、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、各種事業計画への反映などの政策形成につなげるということがある。
- ・高齢者相談支援センターから2件の事例を紹介。

委員)

- ・会議で検討した2件の事例については次のとおりである。
 - ①「要介護状態の母親を一人で介護する男性介護者への支援を考える」
 - ・92歳 女性 要介護4 長男(60代)と二人暮らし
 - ・脳梗塞後遺症、立位保持困難、発語なく意思疎通が困難。デイサービス週6回利用、居室が2階のため長男は毎日日本人を抱えて上り下りし、トイレ介助も行うなど熱心に介護をしている。食事はレトルト食品(200カロリー)で、毎食同じようなメニューでカロリー不足が心配。デイサービスにも昼食分を持参する。
 - ・会議では、男性介護者の中には一人で抱え込んでしまい周囲の人の援助やアドバイスを受け入れない傾向があることが課題として挙げられ、男性介護者の介護の悩みを共有できる場の創設、小中学校での福祉教育の充実などに取り組む必要があると話し合われた。
 - ②「介護保険卒業後の地域で支える高齢者の生活」
 - ・83歳 女性 要支援2 独居
 - ・脳梗塞発症し、介護保険サービスで通所リハビリ利用中。身体状態の安定みられ、次回の介護保険更新時には非該当の可能性が高い。介護サービスが終了するとその後通うところがなく閉じこもってしまう可能性がある。
 - ・会議では、介護保険卒業後の地域での活動の場が課題として挙げられ、インフォーマルな運動ができる場や、リハビリ職や看護師、保健師等専門職がいる気軽な相談場所の設置の必要があると話し合われた。

【質疑応答】なし

委員長)

- ・施設でもリハビリ器具を無償で地域に開放していたが、コロナ禍で中断してしまっている。この状況の中でどういったサービスを実際つくっていくかを考えなければいけないと思う。

事務局)

- ・地域の中でも多くの団体がインフォーマルな場で、太極拳やラジオ体操等の活動を実施していると思う。その情報を集めて活用することで介護予防にも繋がるのかもしれないと感じた。

3 その他

生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業について（資料No.7）

事務局)

（資料に沿って説明）

- ・緊急の案件として急遽テーマに追加した。本市で新たに「生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業」を創設するに当たって、委員の皆さんの意見を伺いたい。
- ・大きな方向性として以下の2点について委員の皆さんに了承をいただきたい。
 - ①この地域福祉推進会議の場を大府市の生活困窮者支援を考えるためのプラットフォームとして位置付け、新たな課題に対応するための支援策を様々な視点から検討したいということ。
 - ②市と連携して活動する民間の支援団体の活動のうち、コロナ禍と物価高騰等の影響や支援ニーズの高まりによる事業量の増加に対して、一定の活動経費を支援するということ。
- ・この提案は、これまでのコロナという要素に加えて原油価格や物価高騰等という新たな要素が追い打ちをかけたことで生活困窮者にさらなる生活へのダメージが生じたため、国が今年4月26日に「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」という政策パッケージを決定し、その具体策の中の一つにこの「生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業」という新たな事業が示されたことによるもの。
- ・この事業は、官民連携、地域で支援を行うことが大事な要素となる。具体的な取組としては以下の2つとなる。
 - ①行政と関係機関、民間団体とが連携して生活困窮者の実情や課題を整理し、コロナ禍や物価高騰に対応するための支援策を検討する場を作ること。大府市ではこの地域福祉推進会議の場が適当だと考えている。
 - ②自立相談支援機関と連携して支援を行う民間団体に対して、物価高騰の影響を受け、支援ニーズの高まりによる事業量の増加がある場合に一定の活動経費を支援すること。大府市では市の地域福祉課と連携して支援を行い、かつ、地域福祉推進会議の場で支援の必要性が認められた団体に対し、1団体あたり上限50万円を補助することを考えている。対象団体としては食料支援の事業者や、地域の居場所、世代間の交流の場づくりを担う事業者、子どもの学習を支援する事業者を想定している。これは厳しい状況にあっても地域の支え合い活動にブレーキをかけないという考え方から、個人に対する金銭支援ではなく支援団体に対する支援となる。
- ・今後のスケジュールとしては、あくまで予定だが、地域活動を停滞させないために、小中学校の夏休みまでに支援が行き届くようにしていきたいと考えている。

【質疑応答】

委員)

- ・プラットフォームとは日本語でどういう意味か。

事務局)

- ・ここでは「会議体」や「場」という意味になると思う。

委員)

- ・生活困窮はいつまで続くか分からないと思うが、1団体50万円の補助は1回限りなのか。

事務局)

- ・今回は国の緊急対策として一時的なものとなるため、1回限りだと考えている。

（反対意見なし）

4 事務連絡

事務局)

- ・次回は、令和5年1月25日午前10時から市役所地下多目的ホールで開催する。

—以上—